

他市の自治基本条例における危機管理等に関する条文

資料6

対象:平成25年4月1日以降に施行した市の条例

平成27年4月末現在

	自治体名	条文
1	青森県十和田市	(危機管理) 第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化に努めます。 2 市は、市民及び関係機関と相互に連携し、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。
2	静岡県掛川市	(危機管理) 第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。 2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。
3	福岡県糸島市	(安全・安心の確保及び危機管理体制の整備) 第25条 市民及び市は、協働によって、安全で安心な生活を確保するよう努めなければならない。 2 市は、災害による緊急事態に的確に対応するため、日頃から危機管理体制を整備し、あわせて国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携するよう努めなければならない。 3 市民は、日頃から災害に備え、自主防災組織の継続的な活動に取り組み、緊急事態が発生したときは、自らの安全確保を図り、あわせて相互に協力し、市と連携するよう努めなければならない。
4	兵庫県西脇市	(危機管理) 第33条 市は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。 2 市は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。 3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。
5	東京都調布市	(危機管理) 第16条 市は、他の地方自治体、国その他の関係機関及び市民との連携及び協力により、緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
6	愛知県岩倉市	(危機管理及び災害等緊急時の対応) 第23条 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。 2 市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。 3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。
7	大分県臼杵市	(危機管理) 第21条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。 2 行政は、緊急の事態にあたっては、市民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。
8	大分県杵築市	(安全の確保) 第13条 行政は、危機管理体制の整備を図り、暮らしの安全を最優先させます。
9	兵庫県姫路市	(危機管理) 第14条 市長等は、住民等の生命、身体及び財産を保護するための体制を整備するとともに、災害等による緊急事態の対応に当たっては、住民等及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うものとする。

他市の自治基本条例における危機管理等に関する条文

資料6

対象:平成25年4月1日以降に施行した市の条例

平成27年4月末現在

	自治体名	条文
10	北海道恵庭市	<p>(安全で安心なまちづくり) 第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。</p> <p>2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。</p>
11	岐阜県郡上市	<p>(危機管理) 第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。</p> <p>2 市民は、災害等に備え、地域で互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。</p>
12	北海道小樽市	<p>第10章 安全で安心なまちづくり 第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。</p> <p>3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。</p>
13	北海道旭川市	<p>(危機管理) 第19条 市は、市民等の安全と安心を確保するため、災害、事故その他の危機の発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。</p> <p>2 市は、危機の発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と連携を図り、協力して速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。</p> <p>3 市民等は、日頃から危機に対し備えるとともに、危機の発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うよう努めるものとする。</p>
14	佐賀県佐賀市	<p>(災害等への対応) 第24条 市長は、災害その他の緊急を要する事態(以下「災害等」という。)から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。</p>
15	大分県日田市	<p>(危機管理) 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかななければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。</p> <p>3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。</p>
16	福島県白河市	<p>第6章 危機管理 (自助、共助及び公助) 第25条 市民、市議会及び市は、災害等の発生時には、市民一人ひとりの自覚に基づいた自助、地域で支え合う共助及び公的機関による公助を理念とし、自らの役割を果たすよう努めるものとする。</p>

## 他市の自治基本条例における危機管理等に関する条文

対象：平成25年4月1日以降に施行した市の条例

資料6  
平成27年4月末現在

自治体名	条文
17 栃木県大田原市	<p>(危機管理：非常事態に際し市民を守るために) 第15条 市は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係機関等との連携及び協力のもと、体制を整備しなければならない。</p>
18 栃木県下野市	<p>(危機管理) 第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。</p> <p>2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。</p> <p>3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。</p> <p>4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。</p>
19 岩手県滝沢市	<p>(危機管理体制の確立) 第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。</p>
20 埼玉県ふじみ野市	<p>(危機管理) 第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、市民及び関係機関等と連携し、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等(次項において「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備するものとする。</p> <p>2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から自らが果たすべき役割を認識した上で地域での交流に努め、相互に協力して災害等に対処するものとする。</p>
21 埼玉県戸田市	<p>(情報の共有) 第18条 行政は、積極的な情報提供とともに、市民の知る権利を保障し、保有する情報を原則として公開します。</p> <p>2 市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。</p>
22 静岡県焼津市	<p>(大地震等自然災害への備え) 第26条 市長等は、大地震等自然災害の発生に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。</p> <p>2 市民は、日頃から防災に関心を持ち、自ら備えるほか、大地震等自然災害の発生に際しては、地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、災害に強い地域づくりに努めます。</p> <p>(大地震等自然災害以外の非常事態への対応) 第27条 市民、議会及び市長等は、大地震等自然災害以外の重大な事故、事件、感染症の拡大その他の非常事態に対しても適切な対応が行えるように日頃から事前の準備に取り組みます。</p>
23 岐阜県関市	<p>(危機管理) 第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。</p>
24 新潟県十日町市	<p>(危機管理) 第19条 行政は、市民と連携し、災害その他の緊急事態に備え機動的に対応できる環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 防災に関し必要な基本的事項は、別に条例で定める。</p>

## 他市の自治基本条例における危機管理等に関する条文

対象：平成25年4月1日以降に施行した市の条例

資料6  
平成27年4月末現在

	自治体名	条文
25	北海道岩見沢市	<p>(危機管理) 第17条 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」といいます。)に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市長は、災害等の発生時には、市民、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。</p>
26	青森県弘前市	<p>(危機管理体制の確立) 第20条 議会及び執行機関は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。</p> <p>2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。</p>
27	愛知県愛西市	<p>(危機管理) 第36条 市長等は、災害等不測の事態に備えて、市民、関係機関との連携により、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。</p> <p>2 市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。</p>